

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】平成18年9月14日(2006.9.14)

【公表番号】特表2002-522178(P2002-522178A)  
 【公表日】平成14年7月23日(2002.7.23)  
 【出願番号】特願2000-564703(P2000-564703)  
 【国際特許分類】

**A 6 1 N 1/04 (2006.01)**  
**A 6 1 N 1/36 (2006.01)**  
**A 6 1 N 1/39 (2006.01)**  
**A 6 1 B 18/16 (2006.01)**  
**A 6 1 B 5/0408 (2006.01)**

【F I】

A 6 1 N 1/04  
 A 6 1 N 1/36  
 A 6 1 N 1/39  
 A 6 1 B 17/39 3 3 0  
 A 6 1 B 5/04 3 0 0 C

【手続補正書】

【提出日】平成18年7月28日(2006.7.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第一の部分、第二の部分、及び、パッドから該第二の部分を分離するための予め定められた分離手段を含む該パッドであって、そのため該第二の部分を持つ該パッドが患者の皮膚と接触するための第一の表面区域を含み、そして該第二の部分を該パッドから分離すると、該パッドが該患者の皮膚と接触するための第二の表面区域を含むようになるパッド、及び

該パッドの該第一の部分に結合した電極、  
 を含んで成り、

該予め定められた分離手段が該第一の部分の周辺に沿って囲むように延びるものである生体臨床医学用電極。

【請求項2】

請求項1記載の生体臨床医学用電極であって、該予め定められた分離手段が予め定められた分離線を含むものであり、そして該第二の部分が該予め定められた分離線に沿って該パッドから分離可能なものである生体臨床医学用電極。

【請求項3】

請求項1に記載の生体臨床医学用電極であって、該第一の部分が上部表面と底部表面とを含むものであり、そして該電極が該上部表面から延びている上方への電氣的突出部と該底部表面の下に配置された下方の平面部材を含むものであり、該生体臨床医学用電極は該下方平面部材の底部表面の上に配置された多孔性部材をさらに含むものである生体臨床医学用電極。

【請求項4】

請求項1記載の生体臨床医学用電極であって、該パッドが円盤状であり、該第一の部分

が円盤状であり、そして該第二の部分が環状である生体臨床医学用電極。

【請求項 5】

請求項 1 記載の生体臨床医学用電極であって、該第二の部分が一つ以上の分離可能な部分を含むものである生体臨床医学用電極。

【請求項 6】

請求項 1 記載の生体臨床医学用電極であって、該パッドが予め定められた複数の同心円状の分離手段を含むものである生体臨床医学用電極。

【請求項 7】

請求項 1 記載の生体臨床医学用電極であって、予め定められた分離手段が該パッドを通過して延びる一連の切り口を含む該パッドを含むものである生体臨床医学用電極。

【請求項 8】

第一の部分、第二の部分、及びパッドから該第二の部分を分離するための予め定められた分離手段を含む該パッドであって、そのため該第二の部分を持つ該パッドが患者の皮膚と接触するための第一の表面区域を含み、そして該第二の部分を該パッドから分離すると、該パッドが該患者の皮膚と接触するための第二の表面区域を含むようになるパッド、  
該第一の表面区域の一部の上に配置された感圧電気伝導性粘着剤の層、  
該パッドの該第一の部分に結合した電極、及び  
該第一の表面区域と該粘着剤の層の間に配置された電気伝導性の層、  
を含んで成る生体臨床医学用電極。

【請求項 9】

請求項 8 記載の生体臨床医学用電極であって、該粘着剤の層に取り外し可能に結合できる保護用のカバーシートをさらに含むものである生体臨床医学用電極。

【請求項 10】

請求項 8 記載の生体臨床医学用電極であって、該第二の部分が一つ以上の分離可能な部分を含むものである生体臨床医学用電極。

【請求項 11】

請求項 8 記載の生体臨床医学用電極であって、該予め定められた分離手段が該第一の部分の周辺に沿って囲むように延びるものである生体臨床医学用電極。

【請求項 12】

請求項 8 記載の生体臨床医学用電極であって、該予め定められた分離手段が該パッド及び該電気伝導性の層を通過して延びる一連の切り口を含むものである生体臨床医学用電極。

【請求項 13】

請求項 12 記載の生体臨床医学用電極であって、該パッドが非電気伝導性の発泡物質を含むものでありそして該電気伝導性の層が金属箔を含むものである生体臨床医学用電極。

【請求項 14】

上部表面と底部表面とを含む第一の部分、第二の部分、及びパッドから該第二の部分を分離するための予め定められた分離手段を含む該パッドであって、そのため該第二の部分を持つ該パッドが患者の皮膚と接触するための第一の表面区域を含み、そして該第二の部分を該パッドから分離すると、該パッドが該患者の皮膚と接触するための第二の表面区域を含むようになるパッド、

該パッドの該第一の部分に結合し、該上部表面から延びている上方への電氣的突出部と該底部表面の下に配置された下方の平面部材を含む電極、及び

該下方平面部材の底部表面の上に配置された多孔性部材、

を含んで成る生体臨床医学用電極。

【請求項 15】

請求項 14 記載の生体臨床医学用電極であって、該第一の表面区域の一部の上に配置された感圧粘着剤の層をさらに含むものである生体臨床医学用電極。

【請求項 16】

請求項 15 記載の生体臨床医学用電極であって、該多孔性部材中に吸収された電気伝導性のゼリーをさらに含む生体臨床医学用電極。

## 【請求項 17】

請求項 16 記載の生体臨床医学用電極であって、該粘着剤の層に取り外し可能に結合し、そして該多孔性部材を覆っている保護用のカバーシートをさらに含む生体臨床医学用電極。

## 【請求項 18】

請求項 14 記載の生体臨床医学用電極であって、該第二の部分が一つ以上の分離可能な部分を含むものである生体臨床医学用電極。

## 【請求項 19】

第一の部分、第二の部分、及びパッドから該第二の部分を分離するための予め定められた分離手段を含む該パッドであって、そのため該第二の部分を持つ該パッドが患者の皮膚と接触するための第一の表面区域を含み、そして該第二の部分を該パッドから分離すると、該パッドが該患者の皮膚と接触するための第二の表面区域を含むようになるパッド、及び

該パッドの該第一の部分に結合した電極、  
を含んで成り、

該予め定められた分離手段が患者の皮膚からの該生体臨床医学用電極の取り外しを助けるための該パッドの引っ張りつまみ部分を通して延びているものである生体臨床医学用電極。

## 【請求項 20】

請求項 19 記載の生体臨床医学用電極であって、該第二の部分が一つ以上の分離可能な部分を含むものである生体臨床医学用電極。

## 【請求項 21】

第一の部分を含むパッドを提供する工程、

該パッドから第二の部分を分離する手段を規定し、それにより該第二の部分を有する該パッドが患者の皮膚に接触する第一の表面区域を含み、そして該第二の部分を分離すると該パッドが該患者の皮膚に接触する第二の表面区域を含むようにする工程、

電極を提供する工程、及び

該電極を該第一の部分に結合する工程、

を含む生体臨床医学用電極を製造する方法であって、

該分離手段が該第一の部分の周辺に沿って囲むように延びるものである生体臨床医学用電極を製造する方法。

## 【請求項 22】

請求項 21 記載の方法であって、該分離手段が分離の線を含み、そして該第二の部分が該分離線に沿って該パッドから分離され得るものである生体臨床医学用電極を製造する方法。

## 【請求項 23】

請求項 21 記載の方法であって、該第二の部分が一つ以上の分離可能な部分を含むものである生体臨床医学用電極を製造する方法。

## 【請求項 24】

第一の部分、第二の部分、及び、電極パッドから該第二の部分を分離するための予め定められた分離手段を含む該電極パッドであって、そのため該第二の部分を持つ該電極パッドが患者の皮膚と接触するための第一の表面区域を含み、そして該第二の部分を該電極パッドから分離すると、該電極パッドが該患者の皮膚と接触するための第二の表面区域を含むようになる電極パッド、及び

該電極パッドの該第一の部分に結合した電極、  
を含んで成り、

該第二の部分には電極が結合していないものである生体臨床医学用電極。

## 【請求項 25】

請求項 24 記載の生体臨床医学用電極であって、該第二の部分が一つ以上の分離可能な部分を含むものである生体臨床医学用電極。

## 【請求項 26】

請求項 24 記載の生体臨床医学用電極であって、該第一の表面区域の一部の上に配置された感圧電気伝導性粘着剤の層をさらに含んで成る生体臨床医学用電極。

## 【請求項 27】

請求項 24 に記載の生体臨床医学用電極であって、該第一の部分が上部表面と底部表面とを含むものであり、そして該電極が該上部表面から延びている上方への電氣的突出部と該底部表面の下に配置された下方の平面部材を含むものであり、該生体臨床医学用電極は該下方平面部材の底部表面の上に配置された多孔性部材をさらに含むものである生体臨床医学用電極。

## 【請求項 28】

第一の部分、第二の部分、及び、パッドから該第二の部分を分離するための予め定められた分離手段を含む該パッドであって、そのため該第二の部分を持つ該パッドが患者の皮膚と接触するための第一の表面区域を含み、そして該第二の部分を該パッドから分離すると、該パッドが該患者の皮膚と接触するための第二の表面区域を含むようになるパッド、及び

該パッドの該第一の部分に結合した電極、  
から成る生体臨床医学用電極。

## 【請求項 29】

請求項 28 記載の生体臨床医学用電極であって、該第二の部分が一つ以上の分離可能な部分を含むものである生体臨床医学用電極。

## 【請求項 30】

請求項 28 記載の生体臨床医学用電極であって、該第一の表面区域の一部の上に配置された感圧電気伝導性粘着剤の層をさらに含んで成る生体臨床医学用電極。

## 【請求項 31】

請求項 28 に記載の生体臨床医学用電極であって、該第一の部分が上部表面と底部表面とを含むものであり、そして該電極が該上部表面から延びている上方への電氣的突出部と該底部表面の下に配置された下方の平面部材を含むものであり、該生体臨床医学用電極は該下方平面部材の底部表面の上に配置された多孔性部材をさらに含むものである生体臨床医学用電極。

## 【請求項 32】

第一の部分を含む電極パッドを提供する工程、  
該電極パッドから第二の部分を分離する手段を規定し、それにより該第二の部分を有する該電極パッドが患者の皮膚に接触する第一の表面区域を含み、そして該第二の部分を分離すると該パッドが該患者の皮膚に接触する第二の表面区域を含むようにする工程、  
電極を提供する工程、  
該電極を該第一の部分に結合する工程、  
を含み、  
該第二の部分には電極を結合しないものである生体臨床医学用電極を製造する方法。

## 【請求項 33】

第一の部分を含むパッドを提供する工程、  
該パッドから第二の部分を分離する手段を規定し、それにより該第二の部分を有する該パッドが患者の皮膚に接触する第一の表面区域を含み、そして該第二の部分を分離すると該パッドが該患者の皮膚に接触する第二の表面区域を含むようにする工程、  
電極を提供する工程、及び  
該電極を該第一の部分に結合する工程、  
から成る生体臨床医学用電極を製造する方法。